

建設業バリューチェーンと「ビジネスと人権」(3)

建設/インフラニュースレター

2024年2月27日号

執筆者:

[長岡 隼平](#)

j.nagaoka@nishimura.com

近年、企業による事業活動と一定の関わりのある人権侵害に関して、関係する企業を取り巻く様々なステークホルダーが企業に対して対応を求める様々な事例が報じられるようになってきていますが、建設業バリューチェーン上の各企業もそのような動きと決して無関係ではありません。

本連載では、デンマーク人権研究所所属時代に建設業セクター向けの人権デュー・ディリジェンス・ガイド¹の策定に関与した筆者の視点から、建設業バリューチェーンを取り巻く世界・日本の法的な環境を概観した上で、昨今の建設業バリューチェーンに顕著な人権課題を紹介します。

なお、顕著な人権課題を把握した後のアクションについては、個別企業のバリューチェーン上の位置・役割や事業を行っている国・地域、既存の人権 DD の取組みの成果等の個別的な事情によって大きく異なり得るため、本連載の対象外としております。当該個別的な事情に基づくアクションの検討については、例えば、専門家を交えた社内ワークショップの実施が効果的です。具体的な手順等については筆者宛てにご相談ください。

効果的な人権デュー・ディリジェンスのメカニズム構築にあたり、各社にとって最初に検討しなければならないことの 하나가、各社にとっての顕著な人権課題の把握です。顕著な人権課題とは、その会社が指導原則上対処しなければならないとされる人権への負の影響のうち、セクターや事業環境等の要因から最もリスクに晒されていると考えられるもの（※個別企業のバリューチェーンに実際にその問題があるか否かとは別の概念です。）を言います。顕著でない人権課題を放置して良いということではないものの、まずは最も顕著な人権課題にその会社の主要な取組みを集中させるべきであると説明されています²。以下では、一般的に、国内外でビジネスを行う日本の建設関連企業において顕著であると考えられる人権課題の例を取り上げます。（なお、以下は建設セクターに顕著な人権課題の全てを網羅する趣旨ではなく、個別の企業のバリューチェーンやビジネスモデルを踏まえた追加の検討を要する点にご留意ください。）

(2) 建築現場で働く移住労働者の権利

IHRB は、世界の建設現場で働く労働者はしばしば移住労働者であり、その多くが賃金不払い、有害な労

¹ DIHR et al., Getting the Foundation Right A Human Rights Due Diligence Guide for the Danish Construction Sector, November 3, 2023.

<https://www.humanrights.dk/files/media/document/A%20human%20rights%20due%20diligence%20guide%20for%20the%20danish%20construction%20sector.pdf>

² OHCHR, *supra*.

働環境、強制労働といった問題に直面していると指摘しています³。移住労働者は、言葉や文化等の違いだけでなく、職を失えばビザも失うことになって当該国にいらなくなるのではないかという心配等から、人権侵害の被害を受けたとしてもそれについて抵抗できず現状を受け入れざるを得ないといった点でも脆弱性を抱えています。この点、国連指導原則は、人権デュー・ディリジェンスの実施に際して、脆弱な集団の権利に特別の注意を払うべきであることを明記していますから⁴、建設現場で働く移住労働者の人権、具体的には、公正な賃金を得る権利・労働安全衛生に関する権利・強制労働からの自由といった人権が尊重されているかどうか特別の注意を払うことは、建設会社その他の建設業バリューチェーン上の各企業が国際基準のもと負っている非常に重要な責任であるといえます。さらに、国連指導原則への準拠を人権方針で謳っている企業にとっては自社の方針に沿った会社運営をする上での基本的な取組みであると言えます。

建設現場で働く移住労働者の人権に関して建設業バリューチェーン上の企業の対応が問題視された事例として、アメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスで起きた Building Dignity 運動が挙げられます。移住労働者に対する賃金不払い等の問題を主張する労働組合等が立ち上げたこの運動は、建設現場で働く労働者に対する最低 20 ドルの時給支払いや雇用主による失業保険税負担等の一定の基準を業界のコード・オブ・コンダクト（行動規範）として定めた上で、同地域で事業を行うデベロッパーに対して、そのサプライヤーである建設会社（下請企業を含む）に当該基準を守らせることについての誓約を求めたものです。この運動は、当該誓約に参加しないデベロッパーが公表され、更なるアクティビズムの対象とされる等の展開を見せています⁵。この運動は、建設現場で働く移住労働者の雇用主である建設会社ではなく、そうした会社からサービスの提供を受けるデベロッパーに向けて行われた点に特徴があります。これは、自社のオペレーションだけではなくバリューチェーン全体での人権デュー・ディリジェンス実施を求める国連指導原則や EU で議論が進むデュー・ディリジェンス規制の考え方と符号します。

(3) 建設資材の調達

前述したデンマーク人権研究所らの人権デュー・ディリジェンス・ガイドは、建設資材としてのアルミニウム（ボーキサイト）、銅、木材、石材、バイオベース素材、リサイクル素材について、それぞれ原材料の採掘や製造の過程における顕著な人権課題（強制労働や児童労働等）を指摘しています⁶。建設業バリューチェーン上の各企業は、こうした原材料の採掘や製造の現場で生じ得る人権侵害の直接の加害者でない場合も多いですが、個別具体的な事実関係に照らして当該人権侵害を「助長している」または当該人権侵害に「直接関連している」と評価される場合には、当該人権への負の影響について、国連指導原則が示す規範に従って対処する責任を負うとされます。

この点、東京五輪・パラリンピック会場の建設工事に用いられたインドネシア産の木材について、日本企業を含む複数の関連企業が生態系の保全に配慮するとした大会の調達基準に違反した疑いがあるとして環境

³ Institute for Human Rights and Business, *Dignity by Design: Human Rights and the Built Environment Lifecycle* (July 2019), page 53.
https://www.ihrb.org/uploads/reports/IHRB_Dignity_by_Design_Human_Rights_and_the_Built_Environment_Lifecycle_July2019.pdf

⁴ 原則 18・コメントリー

⁵ <https://www.theguardian.com/business/2023/sep/09/minnesota-construction-developers-code-of-conduct>

⁶ DIHR et al., *supra*. Page 30-33.

団体から東京都への申立てがなされた事案はメディアにも取り上げられました⁷。同団体が2018年に公表していたレポートにおいては、生態系への影響といった環境問題だけではなく、先住民の土地への権利や野焼きによる健康被害等の人権への負の影響についても言及されています⁸。

(4) プロジェクト用地周辺の先住民・コミュニティの権利

ノルウェー最高裁が、2021年10月の判決において、同国中部の陸上風力発電プロジェクトが当該地域の先住民であるサーミの人々の文化的権利を侵害したと認定し事業者のオペレーティングライセンスがはく奪された⁹ように、建設プロジェクト用地の周辺で暮らす先住民の人々の国際的に認められた人権への負の影響が、国内法の執行を通じて、関連事業者のビジネスの継続にも影響を与える事例が存在します。

また、2022年7月28日、クリーンで健康的かつ持続可能な環境への権利（「健全な環境への権利」）を普遍的な人権として宣言する決議が、国連総会で圧倒的な賛成多数により採択されたことも、日本の建設関連企業の人権デュー・ディリジェンスに大きな影響を与え得ると考えられます。健全な環境への権利の内容としては、一般的には以下のように、実体的側面および手続的側面の両方を含む権利であると解されています¹⁰。すなわち、実体的側面として、清潔な空気、安全で安定した気候、安全な水および適切な衛生環境、健康的かつ持続可能な環境で生産された食料、生活・仕事・学習・遊びを行うための毒性のない環境、健康的な生物多様性およびエコシステムへの権利を含み、手続的側面として、情報へのアクセス、意思決定手続への参加、司法および効果的な救済へのアクセス（これらの権利を行使するに際して、報復を受けないことが保証されていることを含む）への権利を含むと考えられています。そのため、建設プロジェクトの実施に際して、当該プロジェクトを実施する地域を管轄する国または自治体が求める環境影響評価等の法定の手続を履践することに加えて、そもそも当該国または自治体の求める手続が、周辺住民、特に、女性・子ども・障がい者やその他のマイノリティ集団の情報へのアクセス、意思決定手続への参加、司法および効果的な救済へのアクセスといった人権を侵害していないかどうか、もし侵害している恐れがあるのであれば、法定の手続に加えて企業が自主的に対応すべき責任を負っていることがないか、といった観点で検討することが、企業による人権デュー・ディリジェンスの一内容として必要となり得ます。

⁷ 日本経済新聞「五輪工事に『違法木材』指摘 型枠合板、熱帯林で伐採か」（2021年11月26日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUE25DU90V21C21A1000000/>

⁸ Rainforest Action Network, et al., *Broken Promises - A case study on how the Tokyo 2020 Games and Japanese financiers are fueling land grabbing and rainforest destruction in Indonesia* (November 2018).
<https://www.ran.org/wp-content/uploads/2018/11/BrokenPromises.pdf>

⁹ Nora Buli and Terje Solsvik, Two Norway wind farms lose license in landmark ruling over indigenous rights, Reuter, October 12, 2021.
<https://www.reuters.com/world/europe/two-norway-wind-farms-lose-licence-landmark-ruling-over-indigenous-rights-2021-10-11/>

¹⁰ OHCHR, et al., *What is the Right to a Healthy Environment? Information Note*, January 5, 2023,
<https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-01/UNDP-UNEP-UNHCHR-What-is-the-Right-to-a-Healthy-Environment.pdf>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com